

## 会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成31年3月12日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 零時12分

出席者 委 員 委員長 古 沢 ちい子

大 浦 兼 政 浅 野 貴 之 内 海 成 和

針 谷 育 造 白 石 幹 男 松 本 喜 一

梅 澤 米 満

議 長 大阿久 岩 人

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 坂 東 一 敏

青 木 一 男 茂 呂 健 市 小久保 かおる

氏 家 晃 入 野 登志子 千 葉 正 弘

永 田 武 志 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

小 堀 良 江 福 田 裕 司 中 島 克 訓

---

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 新 村 亜希子

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	若菜	博
保健福祉部長	藤田	正人
子ども未来部長	松本	静男
交通防犯課長	山市	進
保険医療課長	間中	正幸
環境課長	櫻井	茂
環境課主幹	伏木	広安
斎場整備室長	大豆生田	雅志
西方市民生活課長	荻原	けい子
福祉総務課長	渡辺	健一
障がい福祉課長	吉澤	洋介
生活福祉課長	島田	林治
地域包括ケア推進課長	首長	正博
健康増進課長	高橋	礼子
健康増進課主幹	白石	孝江
子育て支援課長	石川	いづみ
子育て支援課主幹	清水	孝之
保育課長	小川	稔

平成31年第1回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成31年3月12日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第17号 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の制定について
- 日程第 2 議案第18号 栃木市手話言語条例の制定について
- 日程第 3 議案第21号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第22号 栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第23号 栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第27号 栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第28号 栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第29号 栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 9 議案第34号 財産の無償貸付けについて
- 日程第10 議案第35号 指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター）
- 日程第11 議案第36号 指定管理者の指定について（栃木市大平健康福祉センター）
- 日程第12 議案第 8号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第13 議案第 9号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第10号 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第11号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第12号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第17 陳情第 1号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（古沢ちい子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（古沢ちい子君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりでございます。

---

◎議事日程の報告

○委員長（古沢ちい子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第17号 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） おはようございます。本日は、よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第17号 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の制定について、議案書23から32ページ、議案説明書8ページをもとにご説明申し上げます。

初めに、議案説明書8ページの提案理由でございますが、障害者基本法の理念にのっとり、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に寄与するため、栃木市共生社会の実現のための障がい者差別解消推進条例を制定することについて、議会の議決を求めるものです。

参照条文は、地方自治法第96条、地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。同条第1項に条例を設け、または改廃することとなっております。

では、議案書23ページをお開きください。こちらは、条例の制定文でございます。

24ページからの条例本文の概要についてご説明いたします。初めに、前文ですが、国連の障害者の権利に関する条約の批准及び国内法の整備における障がい者の人権と社会参加等に関する基本理念の確立の歴史と、今日の現状を述べ、障がいや障がい者への理解を深め、障がいを理由とする差別の解消と共生社会の実現に向けての本市の決意、姿勢を定めております。

本市の条例で、このように前文を規定しているのは余り例がございませんが、自治基本条例にはございます。また、ほかの自治体の同様の条例にも前文を制定しているものが多くあり、障害者差別解消法の規定に上乗せ規定を行い、自治体としての姿勢をあらわすものとして必要と考え、規定をいたしたところでございます。

第1条では目的、25ページの第3条には基本理念を定め、第4条に市の責務として、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を計画的に実施することを定めております。

第5条では市民の役割として、条例の基本理念にのっとり市の実施する差別解消のための施策への協力を定め、26ページの第6条では県との連携を図ることを定めております。

第7条から第14条までは、差別解消への具体的な取り組みとして、啓発、交流機会の拡大、情報の収集及び情報の提供、市民への学習機会の提供、学校等における情報の保障及びコミュニケーション手段の利用推進、環境の整備、情報の発信等について定めております。

27ページ最下段から始まり、次の28、29ページにかけての第15条では、不当な差別的取り扱いの禁止行為として第1号から第10号までを掲げ、29ページの第16条では社会的障壁の除去のための合理的配慮に関して、市の義務規定、市民の努力義務規定、市民が合理的配慮を行うことへの市の支援を定めております。

第17条から第21条までは、障がいを理由とする差別があった場合等の相談、あっせん、勧告、公表の手続を定め、第22条ではあっせん、勧告等を行う第三者機関としての障がい者差別解消推進委員会を定めております。

32ページの附則では、この条例の施行を平成31年4月1日に、ただし第18条から第21条までの規定については、あっせん対象行為を行った事業者への勧告や公表といった不利益な部分もあるため、周知期間を設けるため同年10月1日からの施行とするものであります。

以上、議案第17号 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

内海委員。

○委員（内海成和君） 議案書の25ページ、第4条、市の責務ということで、施策を計画的に実施する責務を有するということなのですから、このことについてどのように計画をされているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 栃木市の行政の計画として、大もとは総合計画がございますけれども、具体的な障がい者施策を定める障がい者計画及び障がい福祉計画の中に、こういった差別解

消の理念を盛り込んだ形で反映したいと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） この後にもあったのですけれども、広報していく市民への学習の提供とかというものがあるのですけれども、そういうものも考えていらっしゃるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） これまでもいろいろなフォーラムであるとか、講演会であるとか、市民啓発の勉強のための機会を設けておりましたが、今後市民の啓発、あるいは内部の市の職員への啓発を推進してまいりたいと思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） これは、最後要望になるのですけれども、栃木市においても障がい者雇用だとか、そういうところでまだまだおこなわれているなど。そして、合理的配慮という部分でも、市役所内部で本当にできているのだろうかと思う事例を私は受けていますので、ぜひこの福祉部が先頭に立って、ほかの部署にも広げていってほしいと思います。また、それはほかの部署の方も、本当はこういうことは知っておかなければいけないことなので、ぜひお願いいたします。これは要望です。

○委員長（古沢ちい子君） 要望で。ほかにいかがでしょうか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ご説明ありがとうございます。

31ページの22条にあります委員会について伺いをいたします。22条の第3項に、委員は15人以上をもって組織するとありますが、その内訳についてお教え願えればと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 人選は、まだこれからになりますけれども、こちらの第3項の第1号から第6号までであるとおり、学識経験を有する方におきましては弁護士、司法書士、それから障がい者当事者の方、もしくはそのご家族は当事者関係団体、社会福祉関係団体もその中に含まれます。それから、障がい福祉サービスの事業者、それから医療等の関係者につきましては、医師会等々を考えているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ありがとうございます。

要望になります。障がい者、またその家族という部分で、これは当事者が一番大事な条例になってくると思います。当事者とその家族の声を十分に反映されますように、要望させていただきませう。お願いします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 25ページの（2）というところで、「社会における事物、制度、慣行、観念

その他一切のものをいう」ということで、社会的障壁、これはどういうことを想定しているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 社会的な障壁といたしますのは、障がい者の障がいを考える場合の社会モデルということ想定しておりまして、その知的な機能や身体の機能によってできないことに目をつけるというよりは、社会の中にその障がいがあるのだということ、社会の中というのは、そういった物理的なもの、事物を指しますけれども、古い制度であるとか慣行であるとか、あるいは古い概念であるとか、そういったもの一切ということで、規定をさせていただいております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 物理的なものと言えば、バリアフリー化とか、そういうことやっていますよね。あと心の問題というか、そういうところが今回の条例では大きなものを占めているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） なかなか人の心を変えていくというのは難しいことだとは思いますが、やはり古い観念、障がい者は働けないとか、そういったことではなくて、働けるようにするにはどうしたらいいのかというような社会モデルの考え方で、それを市民の方にもわかっていただきたいという思いでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 市の果たす役割は、大きなものがあると思います。

それと第5条、市民の役割ということで、県のほうを見ると市民、県民の責務となっているのです。こっちのほうはやわらかいふうになっているのだけれども、県のほうはちょっとかたいかなという感じはするのですけれども、こちら辺の議論、市のほうは責務で、市民は役割ということで、そこら辺の議論というのは何かあったのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 制定場面で、確かに議論はございました。ただ、障害者差別解消法の中で、いわゆる差別の禁止については、行政であろうが民間であろうが禁止でございますが、合理的配慮の提供につきましては、行政が責務、それから民間は努力義務というような法の規定がございます。市民を何々しなければならないというところまでは、ちょっとこの条例で規定するのはどうかというような議論がありまして、このような表現になりました。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 了解です。私もこっちのほうがいいかなという感じは受けました。

以上で終わりです。

○委員長（古沢ちい子君） 副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） お世話になります。実はこの差別防止法というものが各業界にも来てい  
る中で、自治体の活動においてもそうなのですが、やはりこの名前が出てきたことで、市民の方も  
共生社会つくらなければねという話も自然に出てくるようになってきました。

その中で、例えば今年もやる蔵の街花火大会でも障がい者の方に協力をいただきながら、障がい  
者の方に特別席をプレゼントしようなんて話も出ているのですが、そういう民間団体がこの共生社  
会実現のために努力をしようというときには、市は相談に乗って協力してくれるという体制はでき  
ているのか、お聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） この条例にはそれを規定していますが、もちろん条例が制  
定する前からそういったご相談があれば、障がい福祉の担当課としてご相談には応じてまいっ  
たつもりでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 済みません。18条か21条の施行に当たっては、事業者への周知が必要だと。

その具体的な周知の方法についてお伺いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） やはり条例の中身を知っていただくということが必要でございま  
す。周知の方法として今考えておりますのは、もちろん広報とちぎへの特集記事の掲載、あるいは  
市のホームページへの掲載、それから条例の解釈に関する手引き、あるいはより簡単にわかるよう  
なりリーフレットの作成を予定しているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ありがとうございます。

これは、各事業者に送付するとか、そういう方法ですか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 残念ながら全事業所に配付というほどまで、まだ印刷費の確保が  
できておりませんで、ただ、刷り増しで白黒でもということであれば可能ですけれども、送付の方  
法はちょっとわからないので、まずは公共施設等の配付であるとか、あるいは民間の事業者の方  
であれば商工会とか、商工会議所に置かせていただくということは考えていきたいと思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） わかりました。

それと、当事者になる障がい者の方へのこの権利の周知というのも必要かと思いますが、当事者  
への周知というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） ちょうど各障がい者の方、あるいはその保護者の方の関係団体の総会時期がこれから始まりますので、そういった総会の折に関係資料を持ってご説明に参りたいと思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ありがとうございます。

権利を有する方、そして不利益をこうむるおそれのある方への、それぞれの周知の徹底ということをご要望させていただきます。お願いします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第17号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第2、議案第18号 栃木市手話言語条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 引き続きよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第18号 栃木市手話言語条例の制定について、議案書33から36ページ、議案説明書9ページをもとにご説明いたします。

初めに、議案説明書9ページの提案理由でございますが、手話に対する理解の促進及び手話の普及について基本理念を定め、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に寄与するため、栃木市手話言語条例を制定することについて議会の議決を求めるも

のであります。

参照条文については、前議案と同様でありますので、省略させていただきます。

では、議案書33ページをお開きください。こちらは条例の制定文でございます。34ページからの条例本文の概要についてご説明いたします。

初めに、前文ですが、言語の定義、手話の定義、本市における聾教育の先達者のこと、障害者の権利に関する条約や国内法の整備、最後に手話の理解と広がりをもって、共生社会の実現に向けての本市の決意、姿勢を定めております。ほか自治体の手話言語条例でも前文を制定しており、手話が言語であること及びその理解と普及が共生社会の実現に不可欠であることを強調し、本市としての姿勢をあらわすものとして必要と考え、規定をいたしたところでございます。

第1条では目的、第2条では基本理念、第3条に市の責務として、基本理念にのっとり手話に対する理解の促進及び普及に関する施策の計画的な実施を定め、第4条では市民の役割として、市の施策への協力と手話に対する理解、環境づくりに努めることを定めました。

第5条では施策の実施として、手話通訳者の設置及び情報通信技術を活用した機器の設置等に努めることを定めるものです。

附則では、平成31年4月1日からの施行とすること及び条例施行後6年をめぐりとして検討が必要な場合の見直しを定めました。これは、当事者団体である栃木市聴覚障害者協会の強い要望を受けたもので、6年という年数は、栃木市障がい福祉プランの計画期間との整合を図るため定めた年数でございます。

以上、議案第18号 栃木市手話言語条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海成和君） 35ページに市の責務の部分で、計画的にこうなさいとあるのですけれども、そのことについてどのような具体的な方策をとられる予定なのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 先ほどの議案の障がい者差別解消推進条例と同様に、市の総合計画、あるいは個別の障がい者計画、障がい福祉計画の中で具体的な施策を定めて推進してまいりたいと思っております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 手話通訳者の具体的な配置方法について、お決まりであればお教え願います。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 手話通訳者におきましては、来年度の当初予算、これからご審議いただきますが、その中で非常勤特別職としての報酬を計上させていただいております。障がい福祉課に1名を配置していきたいと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この手話も、これまでもあったのだけれども、これまでの栃木市の施策としては、どんなことを今までやっていたのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 民間の一般の方に手話の理解をしていただくという方法としまして、手話奉仕員養成研修という研修がございまして、これを市社会福祉協議会にお願いをして毎年開催をして、いわゆる初歩的な手話の学習は、そこに入ってきていただいております。また、聴覚障がい通訳を、例えば役所の窓口の手続のために必要であるとか、あるいは病院の受診が必要であるとか、あるいは学校の先生との懇談会で必要であるとか、そういった場面におきましては、コミュニケーション支援事業という事業で県の視聴覚情報センターというところに登録されている手話通訳者をお願いをして、要請に従って派遣をしているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今度非常勤で、予算的には1人なののでしょうか。その1人で間に合うのかというところではどうなののでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 委員ご指摘のとおり、1人の専任がいれば足りるというような需要ではなくて、正直今までもそういった病院とか学校への依頼があって派遣している件数が、平成29年度ですと派遣回数が150回ぐらい数えておりますので、当然同じ時間にかぶったりしたら間に合いませんし、市に設置した通訳者が外に出してしまうと、今度市役所の窓口に来たときに対応ができないということにもなってしまいますので、いわゆる通訳者におきましては来客者への対応を中心。ただ、年間150件を数えるいろんな派遣要請についてのコーディネート業務も担っていただくと考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 済みません。専門的な資格を取ることが大切なことはわかるのですが、役所の中の方で手話ができる方というのは、基本的にいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 以前そういった調査を庁内でかけたことがあります。ただ、手話ができるというのがどこまでなのかというところでした、実際私も講習会に行ったり、サークルに参加したレベルはありますけれども、通訳レベルまではとてもということでございます。うちの職

員も、ここのところ毎年1人ずつ社会福祉協議会が行っている奉仕員の養成研修、初心者の研修には参加させておりますけれども、なかなか日常会話の挨拶レベルというところなので、通訳者はやはり厳しい試験を経てきている方でないと、誤った通訳をしてはいけないということもありますので、職員についてはまだ通訳レベルの者はいないということになります。

○委員長（古沢ちい子君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 挨拶だけでも、できるだけでも少し心が紛れるといいますか、和んできますので、ぜひ私たちも含めてそういうチャンスがあれば勉強していきたいと思いますので、少しでも会話レベルでよろしいので、そういう方増やしていくような努力していただければなと思っています。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 要望で。

○副委員長（大浦兼政君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第3、議案第21号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） ただいまご上程をいただきました議案第21号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は51ページから54ページであります。また、議案説明書は47ページから57ページまでであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の47ページをよろしくお願いください。

提案理由でございますが、国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定を行うとともに、資産割額を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要でございますが、1つ目は、国民健康保険税の課税限度額を改め、課税額から資産割額を削ること。2つ目は、国民健康保険税の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めること。3つ目は、国民健康保険税の資産割額を削ること。4つ目は、低所得者に対する国民健康保険税の基礎課税額の算定に際し、減額する額を定めることであります。

次の参照条文については、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、48ページ、49ページをお開きください。改正箇所は、太文字でアンダーラインの引かれた箇所であります。第2条は、課税限度額を定める規定であります。まず、今回の4方式から3方式への変更による資産割額の廃止により、第2条中の「及び資産割額」という規定を削除するものであります。

次に、第2条第2項になりますが、医療分の課税限度額を58万円に改めるものであります。

第4条から第5条の2までは、医療分の税率を定める規定であります。

第4条は、資産割額の規定を削除するものであります。

第5条は、被保険者均等割額を3万2,300円に改めるものであります。

第5条の2は、世帯別平等割額を定める規定であります。特定世帯及び特定継続世帯と申しまして、75歳到達により国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方と同一の世帯に1人だけ残された国保被保険者の保険税につきましては、特定世帯として最初の5年間は世帯別平等割を半額に、特定継続世帯として5年経過後の3年間は世帯別平等割額を4分の1減額するというものであります。わかりやすいイメージで申しますと、旦那さんが75歳到達で後期高齢者医療に移行し、奥さんが1人で国保被保険者に残るといったようなケースをご想像いただければよろしいかと思えます。

第1号においては、次の50ページ、51ページにまたがりませんが、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は2万3,800円に、特定世帯は1万1,900円に、特定継続世帯は1万7,850円に改めるものであります。

第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金等の税率を定める規定であります。まず、第6条は、所得割の額を100分の2.6に改め、第7条は資産割額の規定を削除するものであります。第7条の2は被保険者均等割額を1万200円に、第7条の3は世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は7,500円に、特定世帯は3,750円に、特定継続世帯は5,625円に改めるものであります。

第8条から第9条の3は、介護納付金の税率を定める規定であります。まず、第8条は所得割の率を100分の2.4に改め、第9条は資産割額の規定を削除するものであります。第9条の2は被保険者均等割額を、次の52ページ、53ページになりますが、1万2,900円に、第9条の3は世帯別平等割額を6,000円に改めるものであります。

続きまして、第23条につきましては、低所得者の軽減額について定める規定であります。まず、第23条中、医療分の課税限度額を58万円に改めます。

次に、第1号は7割軽減額を定める規定であります。アは、医療分の被保険者均等割額の軽減額を2万2,610円に改めるものであります。

イは、医療分の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万6,660円に、特定世帯は8,330円に、特定継続世帯は1万2,495円に改めるものであります。

ウは、後期高齢者支援金等の被保険者均等割額の軽減額を7,140円に改めるものであります。

エは、後期高齢者支援金等の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は5,250円に、特定世帯は2,625円に、特定継続世帯は3,938円に改めるものであります。

次の54ページ、55ページになりますが、オは介護納付金に係る被保険者均等割額の軽減額を9,030円に改めるものであります。

カは、介護納付金に係る世帯別平等割額の軽減額を4,200円に改めるものであります。

次の第2号は、5割軽減を定める規定であります。アは、医療分の被保険者均等割額の軽減額を1万6,150円に改めるものであります。

イは、医療分の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万1,900円に、特定世帯は5,950円に、特定継続世帯は8,925円に改めるものであります。

ウは、後期高齢者支援金等の被保険者均等割額の軽減額を5,100円に改めるものであります。

エは、後期高齢者支援金等の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は3,750円に、特定世帯は1,875円に、特定継続世帯は2,813円に改めるものであります。

オは、介護納付金に係る被保険者均等割額の軽減額を6,450円に改めるものであります。

カは、介護納付金に係る世帯別平等割額の軽減額を3,000円に改めるものであります。

次の第3号は、2割軽減を定める規定であります。アは、医療分の被保険者均等割額の軽減額を6,460円に改めるものであります。

次の56ページ、57ページになりますが、イは医療分の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は4,760円に、特定世帯は2,380円に、特定継続世帯は3,570円に改めるものであります。

ウは、後期高齢者支援金等の被保険者均等割額の軽減額を2,040円に改めるものであります。

エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1,500円に、特定世帯は750円に、特定継続世帯は1,125円に改めるものであります。

オは、介護納付金に係る被保険者均等割額の軽減額を2,580円に改めるものであります。

カは、介護納付金に係る世帯別平等割額の軽減額を1,200円に改めるものであります。新旧対照表の説明は以上でございます。

続きまして、議案書によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の51ページをお開きください。議案書の51ページにつきましては、議案第21号の制定文でございます。

52ページから54ページまでが条例の改正文になりますが、議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

54ページをお開きください。附則でございますが、第1項、施行期日でありまして、この条例は平成31年4月1日から施行するというものであります。

第2項、適用区分でありまして、改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 説明を聞いていて、全体的に額が下がっているのかなという印象は受けるのですけれども、全くどういうふうに保険税がなるのかというのがこの議案だとよくわからないので、従来、所得割、資産割、均等割、平等割があって、資産割はなくしたということなのですから、今の現行の保険税と今度改定される保険税の比較というのですか、どういうふうになりますか。もっとわかりやすく、安くなるのか高くなるのかというところです。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 複雑な話で大変申しわけないのですが、基本的には今回の税率改正におきまして、改正後1人当たり4,000円程度の税額引き下げになるというふうに推定というか、積算をしております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回資産割をなくしたわけですが、これは県の方針もあるのだけれども、そのなくした理由というのは、どういった理由があるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 資産割につきましては、基本的に例えば市内にお住まいの被保険者の方が、栃木市外に資産を持っているとかいうようなケースがありまして、全体を捕捉するのは不可能なことでございますので、やはり不公平だというようなお話もありました。

また、県のほうの方針といたしましても、委員お話のとおり栃木県自体としては資産割は廃止と

というような方向性になっておりますので、徐々に段階的に税率引き下げを行ってきた経緯もございますので、今回廃止させていただいたということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほど4,000円ほど1人当たり安くなるということですがけれども、もっとわかりやすく所得割がどのぐらい、資産割はなくなったのだけれども、均等割、平等割がどういうふうに変わるのかというのを教えていただきたい。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 所得割、医療給付分、後期高齢者分、介護納付分と3種類ございまして、合計いたしまして所得割では全体で0.60ポイントの減額、資産割については皆減、均等割については1,900円の増額となりますが、平等割については6,700円の減額となります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回均等割は上がったのですよね。均等割というのは、家族1人当たりにかかる人頭税的なものでありますけれども、この均等割に対する認識というのですか、協会けんぽなんかとかほかの健保には、均等割、平等割がないわけです。所得割しかないのですけれども、こちら辺についての認識はどういうふうに考えていますか。認識していますか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 均等割につきましては、そもそも法で定められている課税方式におきまして、最低限の課税方式、2方式ということになるわけですがございまして、そちらについても必ず所得割と均等割というような形になっておりまして、私どもとしては今回は3方式ということにさせていただきましたけれども、将来的にもしも2方式になるとしても、法律上均等割は必ずお願いしなければならないということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 均等割については、家族の人数が増えれば増えるほど保険税が高くなるという側面を持っています。特に子育て世代で子供、おぎゃあと生まれれば、もう5万円近く保険税がかかるわけです、これから子育てしなくてはならないのに。そういった点では、そこら辺の子育て世代とか子供を持つ家庭にとってはかなりの負担になるということで、一般質問でもやったのだけれども、そこら辺の均等割を軽減するとか、そういった検討というのですか、そこら辺はなされていないのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 均等割の軽減につきましては、私ども栃木市だけで対応するというのは、ちょっと難しいものというふうに考えております。国保税の負担の軽減というような形で今回の3,400円の公費投入という同じような形で、全国的にやはり負担軽減のために統一的な施策を国に要望してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 全国市議会でも1兆円の国庫負担をしてくれというようなことで要求していますけれども、そういったことは引き続きやってもらいたいのですけれども、そういった中でもやはり、この間桶川市に課長も一緒に行きましたけれども、桶川市では来年度から均等割については、子供がいる世帯について第2子以降は全額免除をやるというようなことですし、全国的にもそういった子供の均等割に対しては、子育て支援と相反することではないかということで、全国的に広がっているわけですが、ぜひこの点については引き続き検討をしていただきたいなど、検討すべきだと。こちら辺については、私も運営協議会に入っているものですから、市長に対する諮問ということでこういう形で出てきたわけですが、こちら辺についてはちょっと異論があるというところでは。

○委員長（古沢ちい子君） ほかにいかがでしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） よく国保の場合には、応能応益割合、これはこの結果、どういう割合になるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） ご指摘の応能応益につきましては、所得割と資産割が応能といひまして、均等割と世帯別平等割が応益ということになります。本市の場合は、応能のほう今まで資産割も含めてやっていたものを所得割だけにすることでございますけれども、基本的にはその応能応益は50対50、半々ずつで負担していただくということになっていきますので、それは変わらないということでご理解願いたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 変わらないということですが、予算の審議もあるものですから、これで3億一千何百万円、この条例改正によって保険税が減りますよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（針谷育造君） これは予算のほうですけれども、そういうふうになってきて、今白石さんが言ったように、均等割というのは本当に100年も前の人頭税みたいな1人当たり幾らという制度そのものが、極めてもう時代に合わないのかなという感じも私もしているのですが、応能応益という分野からすれば、応能と応益は50対50というようなことの国の指導もありますけれども、やはり少子高齢化とか、少子化は特にそうです。そういう意味では、この国保の状況が非常に厳しい状況になっているというふうに、意見として申し上げたいと思います。

追加していいですか。

○委員長（古沢ちい子君） はい。

○委員（針谷育造君） それと、今度の条例改正で今より基金というのが、これは白石さんが聞いた

ときに、平成30年末ですか、12億円で、これはちょっと私が聞き違ったかわかりませんが、今回の平成31年度末には、基金というのは今まで積んできたものの金額がどのように変わるのか、試算はされているかと思えますけれども、教えていただけますか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 財政調整基金につきましては、平成29年度末で約3億円、本年度中に約9億円の積み立てができる見込みでございますので、本年度末、平成30年度末で約12億円強の金額になると思っておりますので、平成31年度の見通しでございますけれども、確定的なことは申し上げられませんが、6億円前後の決算剰余金が出るのではないかと考えておりますので、県への国県交付金の返納金等もありますので、全額積み立てられるとは限らないのですけれども、合計しまして18億円前後の基金残高に平成31年度末でなるのではないかとこのように推計はしております。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 県のほうに返すのですか、基金として。今何かそんなふうにとちょっと聞けたのですけれども、18億円になる見込みだと、平成31年末には。それを10億円ぐらいに調整するという意味のお話だったのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 申しわけございません。決算剰余金が平成30年度6億円ぐらい増えて、平成31年度6億円ぐらい積めるのではないかとこの話なのですけれども、6億円全額積めるわけではなくて、県への返納金とかをその中から返済する可能性というのも当然ございますので、6億円全部積めるわけではないけれども、今この場では何とも申し上げられないという趣旨でございますので、ご理解をお願いします。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、この条例改正で、何年ぐらいは栃木市の国保財政は大丈夫だと、見通し等はございますか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 先ほどもお話にありましており、基金が数年ぶりと言っていいぐらいで確保することができましたので、私どもといたしましては、今回この税率引き下げをお認めいただければ、平成32年度、平成33年度ですから2年間は税率を据え置いて、少しずつ基金を取り崩して対応できるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 何回も済みません。そうすると2年を過ぎた後は、やっぱりまた考えると、こういうことになるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 2年後につきまして、また改めて税率の見直しが必要かどうか検討したいというふうに考えております。ただ、昨今の医療費の上昇等を考えますと、このままずっと税率を据え置いて基金を取り崩していくのは、本当にそんな何年間もできないというふうに思っていますので、次回につきましては、やはり税率をアップするという方向で検討せざるを得ないのかなというふうには考えております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがですか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、反対の立場で討論いたします。

運営協議会に入っていてあれなのですけれども、やはり納得はしていないというところで、先ほども言いましたように、子供の均等割については軽減すべきだという私の意見であります。一般質問でも聞きましたけれども、軽減するにもわずかの資金というか、財政負担でできるということがあります。

また、今回4,000円ほど安くなるということでもありますけれども、本来なら去年大幅に引き下がったはずなのです。それをやらずに、今回わずかの引き下げというところで、そういった点では去年が平成29年度に大幅に引き上げて、平成30年度、平成31年度というふうになっているわけで、これは本当に栃木県内でも1位ぐらいの保険料の高さ、保険税の高さというところで、市民にとってはかなりの負担になっているということで、わずか4,000円下がるといっても、逆に本来ならばもっと昨年下げられていたはずでありますので、そういった点で、これ以上の市民の負担は許されないというところで反対といたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかに討論はありますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって討論を終了といたします。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛成 大浦兼政 浅野貴之 内海成和 針谷育造 松本喜一  
梅澤米満

〔 反 対 白石幹男 〕

○委員長（古沢ちい子君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第4、議案第22号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） ただいまご上程いただきました議案第22号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議案書では55から56ページ、議案説明書は59ページから61ページをもとにご説明させていただきます。

初めに、議案説明書59ページの提案理由ですが、先ほどご審議いただいた議案第18号においてご承認いただいた栃木市手話言語条例に基づき、栃木市役所内に手話通訳者を設置したいと思っております。つきましては、手話通訳者の報酬を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものです。

次に、改正の概要でございますが、手話通訳者の報酬の額を定めることで、別表の改正となります。

参照条文は、省略させていただきます。

では、改正内容についてご説明いたしますので、議案説明書の60、61ページをお開きください。60ページの現行の別表の下から3項目めの嘱託保育士の次に、61ページの改正案では手話通訳者の行を加え、報酬額を月額34万円以内とするものでございます。この金額の根拠としては、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士等の同じ福祉専門職であり、勤務時間等の条件も同様であることから、この額といたしました。

次に、議案書55ページをお開きください。こちらは条例の制定文でございまして、56ページは別表改正をするための改め文でございます。

附則として、本条例の施行を平成31年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第22号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第22号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第5、議案第23号 栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第23号 栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は57、58ページ、議案説明書は63ページから65ページであります。初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の63ページをお開きください。

まず、提案理由であります。平成31年度からの組織改編に合わせまして、子ども・子育て会議に係る庶務の所管課の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要につきましては、第7条の子ども・子育て会議に係る庶務を処理する課を改めることとあります。

参照条文は、省略させていただきます。

引き続き、議案説明書をご説明させていただきます。64、65ページをお開きください。条例の改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきたいと思っております。改正の内容ですが、こども未来部保育課をこども未来部子育て支援課に改めるものです。

以上で、新旧対照表の説明を終わります。次に議案書をご説明いたしますので、議案書の57ページをお開きください。57ページにつきましては上程文でありまして、栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただくものです。

次に、58ページですが、条例の改正案でありまして、栃木市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正するというものであります。以下につきましては、新旧対照表の部分で説明いたしましたので、説明を省略させていただきたいと思います。

次に、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） ちょっと今現在のを見たのだけれども、今あるのは子育て支援課と保育課となっているのだけれども、もう一つの名前は何だったでしたっけ。2つありましたよね、課が。

○委員長（古沢ちい子君） 小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） ご質問内容をちょっと確認させていただきたいのですが、課が2つあるというのは、こども未来部にということでしょうか。済みません。

○委員長（古沢ちい子君） 未来部にですよね。白石委員、もう一度よく質疑してください。

○委員（白石幹男君） 今のホームページ、こども未来部に子育て支援課と保育課と2つの課があって、保育課を子育て支援課にするということだと、1つの課になってしまうのかなということも考えられるのだけれども。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

答弁、小川保育課長。

○保育課長（小川 稔君） 組織の見直しによりまして、あくまでもこの業務、事務の分担を幹事課であります子育て支援課のほうに移管をするというものでございます。それなので、課の名称を変更するとか、そういった改正ではございません。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいでしょうか、皆様。

いいですか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第23号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第6、議案第27号 栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第27号 栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては65ページから66ページ、議案説明書は77ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の77ページをお開き願います。

提案理由であります。栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみを廃止するため、栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

本件につきましては、さきの議員研究会でご説明のとおり、介護施設の普及状況等から公設のデイサービスセンターについて廃止し、指定管理者である栃木市社会福祉協議会に無償譲渡するため、施設の設置条例を廃止するものでございます。施設そのものは社会福祉協議会の所有に移り、引き続きデイサービス事業を実施するものであります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の65ページをお開きください。このページは、廃止条例の上程文になります。

次の66ページをお開きください。このページが条例の内容で、施設設置条例を廃止するというものであり、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海成和君） 民間も増えてきたのでというので、デイサービスを廃止するというのはわかるのですけれども、この条例を廃止した後、また社協が同じことをここでするのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 現在は公設、いわゆる栃木市がデイサービス事業を社会福祉協議会に指定管理でやっているという、そういう状況になっておりますが、公設の部分、栃木市がやっているという部分のところは今回の条例で廃止をいたしまして、社会福祉協議会がみずからの事業としてデイサービス事業をこの場所で、無償譲渡を受けた上でやっていくというような形に変更になるということでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 公設というものではなくなるというのは、それはわかるのですけれども、問題は、社協も民間といっても半分税金も入っていますし、それが民業圧迫ではないですけれども、もう社協さんもいいのではないのという気がしているのですけれども、私は。それなのに、そこで社協さんがまた事業していくのこのを確認したかったのですけれども。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおり社会福祉協議会、民間といいながらも半官半民的な要素があるのは事実だというふうに思っています。ただ、現在まで指定管理を行ってきた、社会福祉協議会の職員が実際のデイサービス事業を行っているという、そういう関係もございしますので、まずは私どもとしては円滑な移行のために、社会福祉協議会へこの財産を譲渡した上で進めていくということを第一番に考えさせていただきました。

今後社会福祉協議会においては、やはり事業の見直しというもの、そういうものを進めていくことになるかと思えますけれども、大平地域におきましては、社会福祉協議会のこのデイサービスの施設も含めて、全部で9施設ございまして、今のところ大平地域の皆さんについては十分なサービス提供を行っているという、そういう状況もございしますので、ある程度の期間は社協のほうが事業を行っていくような形になろうかと思えます。ただ、社協の今後のあり方については市も一緒になりながら、どういう形でこれから進めていくのがいいかということについては、検討させていただく必要があるかというふうに思っております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第7、議案第28号 栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第28号 栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては67ページから68ページ、議案説明書は78ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の78ページをお開き願います。

提案理由であります。栃木市藤岡高齢者生きがいセンターを廃止するため、栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

本件につきましても、さきの議員研究会でご説明のとおり、この施設の実質機能がシルバー人材センター事務所であることから、指定管理期間の満了に合わせ高齢者生きがいセンターについて廃止し、指定管理者である栃木市シルバー人材センターに無償譲渡するため、施設の設置条例を廃止するものであります。

施設におきましては、先ほどのデイサービスまゆみと同様、こちらシルバー人材センターの所  
有に移り、引き続きシルバー人材センターの事務所として活用するものであります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の67ページをお開きく  
ださい。このページが廃止条例の上程文になります。

次の68ページが条例の内容で、施設設置条例を廃止するというものであり、附則といたしまして、  
この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第28号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） いろいろお世話になります。

シルバー人材センターで、今登録されている人数がわかれば教えてもらえると。あと、それから

年齢について幾つぐらいから幾つぐらいなのかちょっと知りたいのですけれども、お願いします。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 申しわけございませんが、現在シルバー人材センターの詳細については今手持ちの資料ございませんので、後ほどご報告をさせていただければと思います。ただ、シルバー人材センターの主たる構成要素というのは、60歳以上の方を対象としておりますけれども、現在は65歳から70歳、それが少し減ってまいりまして、70歳以上の方がシルバー人材センターで実際従事をされている方の中心になってきているというような、そういう状況に変化しております。これは、やはり民間の雇用状況とか、そういう部分のところの変化というものを受けているような状況かというふうに思っております。細かい登録人員等については、後ほど報告させていただければと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 名称は藤岡高齢者生きがいセンターというのですけれども、もともとそれをつくったときの利用というのですか、そういうのはどういった形でやっていたのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 当時の藤岡町での対応という形になりますが、昔シルバー人材センターの事業というのは、高齢福祉事業の中の健康と生きがいづくり推進事業という、そういう部分のところからスタートした経緯がございます。そのために、シルバー人材センター事務所ということで活用してまいりましたが、対外的にはいわゆる生きがいの推進、そういう部分のところというもので、この名称を採用してきたものというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 名称は生きがいセンターだけれども、もともとシルバー人材センターの事務所としてやってきたと。それで、研究会の資料を見ると、軽量鉄骨プレハブづくり平家建てで、耐用年数が30年と、平成10年ですから、もう20年たっていると。そこら辺の老朽化に対する、それはもうシルバー人材センターでやるということではないのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今後シルバー人材センターに移行されますので、基本的にはシルバー人材センターがメンテナンス管理を行っていく形になります。

軽量鉄骨プレハブでございます。法の耐用年数からすれば30年という形でございますが、この施設につきましては市がずっと定期的な管理等も行っていましたので、まだまだ平家建ての建物で利用する、そういう部分のところについてはできる、そういう建物というふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第8、議案第29号 栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第29号 栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては69ページから70ページ、議案説明書は79ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の79ページをお開き願います。

提案理由であります。栃木市都賀老人憩いの家白寿荘を廃止するため、栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

本件におきましても、さきの議員研究会でご説明のとおり、施設の老朽化、利用者の減少、代替施設の確保等のめどが立ったことから、施設の設置条例を廃止するものであります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の69ページをお開き願います。このページが廃止条例の上程文になります。

次の70ページが条例の内容で、施設設置条例を廃止するというものであり、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第29号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回廃止して解体するというような方向ですけれども、現在の利用者というのはいるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 現在は、主に団体利用、それが中心になってございます。

利用者につきましては、平成27年の3月末で入浴施設を廃止いたしました。この入浴施設廃止前は、1日平均5人前後ぐらいの利用があった施設でございますけれども、廃止後におきましては、1日平均の利用人員が1.5人とか1.1人とか、そういうような状況が続いてきている、そんな施設でございます。基本的には、利用者が随分減ってきているというような、そういう状況で、平成30年度、今年度におきましては、2月末現在で218日開館しておりますけれども、利用者は346人、1日平均が1.6人というような、そういう数字になっております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうした団体とか、そういった利用もあるということで、そこら辺のご理解というかは、もう大丈夫なのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず、この事業を進めるに当たりまして、都賀地域会議の皆様方にご相談申し上げましてご理解をいただきました。その後に、それぞれ利用している団体等につきましては、隣接に幾つか公共施設がございますので、そちらのほうが代替で活用できるというような、そんな形でご理解をいただいたところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第29号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 恐れ入ります。先ほどシルバー人材センターの登録の人員の部分のところににつきまして資料が参りましたので、ご説明をさせていただきます。

平成30年3月31日現在、この前の期の末日でございますけれども、その段階で男性が628名、女性が248名、合計で876名という状況になっております。細かい年代別の部分のところは、ちょっとまだ出ておりませんので、合計の数字でご勘弁願えればというふうに思っております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時17分）

---

○委員長（古沢ちい子君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前10時30分）

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第9、議案第34号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高橋健康増進課長

○健康増進課長（高橋礼子君） ただいまご上程をいただきました議案第34号 財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。

議案書は77ページ、議案説明書は102、103ページでございます。初めに、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の102ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、とちぎメディカルセンター敷地として、一般財産法人とちぎメディカルセンターに土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、103ページをごらんください。無償貸し付けをする土地の明細でございますが、栃木市境町5番2の一部と、5番3の一部でございます。地目はいずれも宅地、面積は4,150.59平方メートルでございます。

次に、下の位置図をごらんいただきたいと思っております。総合保健医療支援センター、こちらは旧下都賀郡市医師会病院があった場所でございます。現在は総合健診センターと介護老人保健施設とちぎの郷となっております。この南部分の約半分、斜線部分のところでございますが、こちらが市

有地となっております、この部分が無償で貸し付ける土地でございます。

続きまして、議案書により説明をさせていただきますので、議案書の77ページをお開き願います。  
1の財産の表示につきましては、ただいま議案説明書でご説明をさせていただいたとおりでございます。

2の無償貸し付けする期間につきましては、平成28年3月議会におきまして、本年3月まで無償貸し付けをするということで議会の議決をいただいておりますが、これを3年間延長いたしまして、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとしたいというものでございます。

3の無償貸し付けの相手方につきましては、栃木市境町27番21号、一般財団法人とちぎメディカルセンター代表理事理事長、福田健でございます。

4の無償貸し付けの条件につきましては、無償で貸し付ける土地は、とちぎメディカルセンター敷地として使用するものとし、他の目的に供してはならないというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） もし無償貸し付けではなくなった場合の税収というのは、幾らになるか教えていただけますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副委員長（大浦兼政君） 借地料。ごめんなさい、借地料か。

○委員長（古沢ちい子君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋礼子君） 栃木市行政財産使用料の条例に基づきまして計算をさせていただきますと、1年間で約460万円になります。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。引き続きいいですか。

ほかいかがでしょう。

内海委員。

○委員（内海成和君） 今のに付随すると思うのですけれども、もしもこれで貸し付けることによって入らない固定資産税の額というのは、幾らになりますでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 固定資産。

〔「固定資産税」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 大丈夫ですか。

高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋礼子君） こちらは市有地になりますので、税ではなくて使用料としていただくという形になります。

○委員長（古沢ちい子君） 市有地なので、使用料。

○健康増進課長（高橋礼子君） 課税の対象ではない。

〔「それはわかっています」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 貸し付けではなくて、ここがメディカルが持っていたとするならば、幾らになるかということを知りたかったのですけれども。

○委員長（古沢ちい子君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋礼子君） 申しわけございません。それに関しては調べてございませんので、ちょっと税のほうと確認をとって、後ほどさせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 大丈夫です。では、その部分は大丈夫なのですけれども、3年間という期限というのは、どういう根拠で3年なのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋礼子君） 議員研究会でもご説明をさせていただきましたとおり、年々患者数なんかも増えて収益も上がっておりまして、メディカルセンターの経営状況は徐々によくなってきている状況ではございますが、まだ実際になかなか軌道に乗ったというところではない状況でございます。

現在長期借入金について返済の猶予をいただいている部分がございまして、それが平成31年度から貸付金の返済が開始になります。平成31年度から徐々に返済の金額を増やしていきまして、3年後には満額の3億5,000万円を返していくという形になりますので、その3年間がちょっと目安になっている状況でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 460万円の、これは無償で貸し付けているということは、補助金を出しているということと同じことなので、一番ちょっとと思うのが、貸し付けてもいいのですけれども、貸し付ける側の体力というか、うちのほうというか、栃木市のほうもそんなにお金の余裕がないので、今多分メディカルというのがやっとなんとなんになったかなと思うのですが、これが黒字になってくれば、ちゃんと払ってほしいなど。これは誰もが思うことだと思うのですけれども、そこで3年間つけてしまうというのが、この期間でいいのかなというふうに思ってしまうのです。できれば1年で、様子を見ながらやっていくというのが一番かなと思うのですけれども、そういうふうな議論とかはされていないですか。

○委員長（古沢ちい子君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋礼子君） 期間につきましては、委員さんおっしゃるようにちょっとこちらでも検討をさせていただいた状況でございます。

先ほども申し上げましたように経営状況徐々によくなっているということで、今年度は単年度収支では黒字に転じる見込みも出てきたということで、メディカルセンターのほうからは説明を受けておりますけれども、やはり来年度から返済が始まるということもあって、とりあえず3年間は無償貸し付けを行って支援をしていきまして、3年後には検討をしていきたいということで、3年間というふうに設定をさせていただきました。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 元医師会病院のところだったので、これ以前から市の土地で、医師会病院に貸していたということなのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋礼子君） 委員さんおっしゃるとおり医師会病院のほうの敷地ということで、こちらは無償で貸し付けをしていました。行政財産の使用ということです。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） だから、当時から無償で貸し付けをしていたということはわかりました。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 済みません。市の市有地がありますが、その後ろに土地がありますよね。その土地の所有者というのは、どういう人が持っているのですか。ちょっとお聞きします。

○委員長（古沢ちい子君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋礼子君） こちらは、メディカルセンターの土地になります。

〔「メディカルセンターでいいの……わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） いいのですか。

○健康増進課長（高橋礼子君） 済みません。一部分はメディカルセンターの土地になっているのですが、一部借地がございます。半分ぐらいが借地になります。

○委員長（古沢ちい子君） もう一回済みません。

○健康増進課長（高橋礼子君） 一部分はメディカルセンターの土地で、その半分ぐらいが借地になっております。

○委員長（古沢ちい子君） 半分ぐらい。

○健康増進課長（高橋礼子君） はい、約半分です。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員、大丈夫ですか。

○委員（梅澤米満君） はい、ありがとうございます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第34号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第10、議案第35号 指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） ただいまご上程をいただきました議案第35号 指定管理者の指定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。

議案書は78ページ、議案説明書は104ページであります。初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、104ページをお開きください。

議案第35号 指定管理者の指定についてであります。提案理由であります。栃木市大平地域福祉センターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、本件は公募外選定で指定管理者の候補者を決定いたしましたので、その理由についてご説明をいたします。大平地域福祉センターは、市民の地域福祉活動の推進を図るために設置された施設であります。当センターにおいては、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会として、市の委託事業である生活困窮者に対する支援事業を実施しているほか、各種相談事業、子育て支援に関する事業なども行っております。また、これらの地域福祉活動を推進する事業を市と連携して一体的に実施することにより、長い年月をかけて大平地域に根差した地域福祉の実現を図ってきたところであります。つきましては、これまでの指定管理の実績や人材、その他の体制からも引き続き良好な管理運営が期待できるものであり、当センターの設置目的である地域福祉活動の推進を図るためにも当

センターの指定管理者には、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会が望ましいと判断し、公募外選定することといたしたところであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、78ページをお開きください。指定管理者の指定についてであります。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市大平地域福祉センターであります。

2、指定管理者に指定する団体は、所在地、栃木市今泉町2丁目1番40号、名称、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会、代表者、会長小林一成であります。

3、指定期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第35号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第11、議案第36号 指定管理者の指定について（栃木市大平健康福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第36号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては79ページ、議案説明書につきましては105ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の105ページをお開き願います。

提案理由でございますが、栃木市大平健康福祉センターの管理を行わせる指定管理者にいすゞビルメンテナンス株式会社を指定することについて、議会の議決の求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の79ページをお開き願います。議案第36号 指定管理者の指定についてであります。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市大平健康福祉センターであります。

また、指定管理者に指定する団体につきましては、東京都品川区南大井6丁目26番3号、いすゞビルメンテナンス株式会社代表取締役、小森和夫であります。

指定期間につきましては、平成32年4月1日から平成37年3月31日までの5年間であります。今回の指定でございますが、自動更新による指定であり、これまでの管理実績が良好であったことから、来年4月からさらに5年間継続して指定管理を行わせたいというものであります。

以上で議案第36号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今の説明で、自動更新ということで、引き続きいすゞビルメンテナンスがやるのですけれども、その事業に対する評価、この辺はどういうふうにしていますでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） この自動更新に当たりましては、幾つかハードルがございます。

まず1つ目に、それぞれ指定管理者が自己評価を行って、その自己評価を管理担当課である私どものほうに上げてまいります。私どものほうで2次評価ということで、課としての評価を出しまして、それを指定管理の選定委員会のほうにお願いをして、第3次評価をしていただくというような、そんな形で、評価の項目につきましては、施設の管理運営が適正にできるかどうかということであるとか、利用者の増であるとか、いろいろな要件というものが定められておまして、それらをもとに算定をさせていただいております。80点以上をとるというような形、A評価という形になりまして、この評価をとれば自動更新の対象になり得るというような部分のところで、今回のいすゞビルメンテナンスもそれ以上の点数をとったということで、自動更新という形をとらせていただいております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海成和君） 評価をするというのが非常に重要なことなのではございますけれども、これが本当にできているのかなとかと思うことは多々あるのですが、今保健福祉センターに入っているテナントさんと指定管理者の間に少しもめごとがあるのではございますけれども、そういうところというのは把握されていますでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 大平健康福祉センターの場合、指定管理者がお願いする形で、中にいわゆる飲食のお店が入っております。その飲食のお店が、やはり飲食のお店としての売り上げ、当然その施設の利用状況、そういうような部分のところの中で、指定管理者と諸条件についていろいろ協議をしているという部分のところは、我々のほうも把握をしております。指定管理者には、きちんと対応する中で市民の利便性の向上に努めていただくというような、そんなことをお願いしているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 具体的に言いますと電気料が、全部消しているのにメーターだけ回っているということで、これでお金払わなければいけないのだろうかみたいなことがあるのではございますけれども、多分指定管理者との中できちんとそういうものがされていけば、そんなこと言わなくてもいいと思うし、もしかしたら普通なら払わなくていいと思うのではございますけれども、そういう部分もありますので、そこら辺きちんと指定管理者と、中に入っているテナントさんとか、そういうものをきちんとやっってくださいねというお願いをしていただければなと思います。これはお願いですが。

○委員長（古沢ちい子君） 要望でよろしいですか。

○委員（内海成和君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。  
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第36号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第12、議案第8号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。  
渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） ただいまご上程いただきました平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の56、57ページをお開きください。  
2款1項14目諸費、補正額1,348万8,000円の増額であります。説明欄2行目、LED防犯灯維持管理事業費につきましては、市で管理するLED防犯灯の維持補修や電気料を負担しており、電気料の値上がりに伴い、光熱水費を増額するものであります。

次の聖地公園永代使用料還付金につきましては、当初想定より墓所返還による返還金が多かったため、それに伴う不足分を増額するものであります。

次の国県支出金返還金（健康増進課）につきましては、平成29年度がん検診推進事業補助金の精算に伴い補助金額が確定し、受入済額に返還金が生じたため、増額するものであります。

58、59ページをお開きください。次の国県支出金返還金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業分等に係る平成29年度子ども・子育て支援交付金の額確定に伴い返還金が生じたため、増額するものであります。

次の国県支出金返還金（保育課）につきましては、特別保育事業に係る平成29年度子ども・子育て支援交付金の額確定に伴い返還金が生じたため、増額するものであります。

62、63ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額461万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

64、65ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費につきましては、ふるさと応援寄附金1,550万円の増額による一般財源を減額する財源内訳変更分を含む補正額3億165万3,000円の減額であります。説明欄1行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でありまして、低所得者の保険税軽減分等である保険基盤安定繰出金については額の確定に伴い増額し、出産育児一時金、人件費、事務費に係る出産育児一時金等繰出金については、決算見込み額により減額するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計における事務費繰

出金及び保険基盤安定繰出金の減額でありまして、額の確定に伴い減額するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に対する市の事務費負担金及び療養給付費負担金の減額でありまして、額の確定に伴い減額するものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の増額に伴い、地域福祉基金積立金を増額するものであります。

次の北部健康福祉センター整備事業費につきましては、北部健康福祉センター新築に係る工事請負契約及び管理業務委託契約締結に伴い不用額が生じたため、減額するものであります。

次に、3目高齢福祉総務費につきましては、ふるさと応援寄附金110万円の増額による一般財源を減額する財源内訳変更分を含む補正額1,278万1,000円の減額であります。説明欄2行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計の人件費等の繰り出し額の減少に伴い、繰出金を減額するものであります。

66、67ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費につきましては、ふるさと応援寄附金等の特定財源1,780万円の増額による一般財源を減額する財源内訳変更分を含む補正額1,149万2,000円の増額であります。説明欄1行目、発達障がい者等相談支援事業費につきましては、園や学校への訪問回数増加により費用弁償が不足するため、増額するものであります。

次の就学前障がい児等発達支援事業費につきましては、園や学校への訪問回数増加により費用弁償が不足するため、増額するものであります。

次の子ども未来基金積立金につきましては、子ども未来基金への寄附金とふるさと応援寄附金を基金に積み立てするため、増額するものであります。

次の民間保育所等入所委託費につきましては、今年度の民間委託費が利用実績により不足するため、増額するものであります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付費につきましては、今年度の給付費が利用実績により不用額が見込まれるため、減額するものであります。

次に、2目児童措置費、補正額6,254万4,000円の減額であります。説明欄1行目、児童扶養手当支給費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不要額が生じる見込みのため、減額するものであります。

次の児童手当支給事業費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため、減額するものであります。

次に、3目母子福祉費、補正額400万円の減額であります。説明欄、母子・父子自立支援事業費につきましては、給付金受給者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため、減額するものであります。

次に、4目児童福祉施設費につきましては、ふるさと応援寄附金300万円の増額による一般財源

を減額する財源内訳変更であります。

68、69ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額147万円の増額であります。説明欄、健康診査事業費につきましては、集団健診等の受診者が当初の見込みを大きく上回っていることから増額、一方、個別歯科医院で実施する歯科口腔検診の受診者が当初見込みを下回っていることから減額し、差し引きの上、不足する委託料を増額するものであります。

次の妊産婦健康診査事業費につきましては、妊産婦健康診査等の受診者が当初の見込みを大きく下回っており、委託料に執行残が生じることから、減額するものであります。

次に、3目環境衛生費、補正額239万4,000円の増額であります。説明欄、墓園管理基金積立金につきましては、当該年度の永代使用料の総額及び預金利子は、墓園管理基金条例に基づき基金に積み立てる必要があるため、増額するものであります。

次に、4目斎場費、補正額1,000円の増額であります。説明欄、新斎場整備基金積立金につきましては、新斎場整備基金利子を新斎場整備基金に積み立てるため、増額するものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） それでは、引き続き歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、42、43ページをお開きください。13款1項3目衛生使用料につきましては、266万1,000円の増額であります。説明欄1行目、聖地公園永代使用料につきましては、当初想定より新規墓所購入者が多かったため、それに伴う増額補正するものであります。

次の墓地永代使用料（西方）につきましては、菅ノ沢墓地の永代使用料収入2件を増額補正するものであります。

13款2項3目衛生手数料につきましては、51万5,000円の増額であります。土砂等の埋め立て等事業許可申請手数料につきましては、当初想定より特定事業の許可申請及び変更許可申請が多かったため、それに伴い増額補正するものであります。

14款1項1目民生費国庫負担金につきましては、2,413万1,000円の減額であります。1節の社会福祉費負担金、説明欄の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金でありまして、額の確定に伴い補正増するものであります。

次ページ、44、45ページをお開きください。2節児童福祉費負担金、説明欄の児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額になる見込みのため減額補正をするものであります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出が減額になる見込みのため、減額補正するものであります。

2節児童福祉費補助金、14款2項2目民生費国庫補助金につきましては、300万円の減額であり

ます。説明欄の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、給付金受給者が当初見込みを下回り、扶助費の支出が減額になる見込みのため、減額補正をするものであります。

15款1項1目民生費県負担金につきましては、1,001万1,000円の増額であります。1節社会福祉費負担金、説明欄1行目の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する4分の3の県負担金及び国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の1の県負担金でありまして、額の確定に伴い補正増するものであります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分に対する4分の3の県負担金でありまして、額の確定に伴い補正減するものであります。

2節児童福祉費負担金の児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額になる見込みのため、減額補正するものであります。

次ページ、46、47ページをお開きください。16款1項2目利子及び配当金につきましては、1,701万6,000円の減額であります。説明欄5行目の墓園管理基金利子につきましては、当初想定より預金の予定利率が減少となったため、減額補正するものであります。説明欄6行目の新斎場整備基金利子につきましては、新斎場整備基金利子が生じたことから、補正増するものであります。説明欄7行目の地域福祉基金利子につきましては、地域福祉基金の預金利子を実績に応じて減額するものであります。

次ページ、48、49ページをお開きください。17款1項3目民生費給付金の児童福祉費寄附金につきましては、寄附金の受け入れがあったため、増額補正するものであります。

18款1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、平成29年度後期高齢者医療特別会計の決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い補正増をするものであります。

18款1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）からの繰入金であります。

50ページ、51ページをお開きください。18款2項4目地域福祉基金繰入金につきましては、北部健康福祉センター整備事業費の減額に伴い、財源となる地域福祉基金からの繰入金を減額補正するものであります。

次に、18款2項5目墓園管理基金繰入金につきましては、藤岡地域において還付金を伴う墓所返還が発生したため、基金から還付金を支払うため、増額補正するものであります。

以上が歳入に関する所管関係部分の説明となります。

続いて、繰越明許の所管関係部分についてご説明申し上げますので、7ページをお開きください。2段目の3款1項社会福祉費、老人福祉施設等整備事業補助金は、介護保険事業計画に基づく地域密着型特別養護老人ホーム2施設について、工事の進捗状況から年度内完了が困難であることから、次年度に繰り越すものであります。

3款2項児童福祉費、子育て支援施設子どもの遊び場整備事業費につきましては、既に契約して

おります子どもの遊び場新築工事基本設計及び実施設計委託費における予算執行を今年度は行わず、平成31年度に執行したいため、必要額を繰り越すものであります。

4款1項保健衛生費、斎場再整備事業費につきましては、西側進入道路・排水路等設計業務につきまして、平成30年8月新たに土砂災害警戒区域に指定となった急傾斜地と隣接しているため、平成31年度予算に計上させていただいている土砂災害対策調査業務の結果を踏まえ検討する必要があることから、翌年度に繰り越すものです。

8款2項道路橋りょう費、市道61095（I53）号道路改良事業（岩舟三谷）につきましては、現在実施している新斎場への進入路部、交差点部設計業務が隣接する栃木シティフットボールクラブ練習場との設計に係る協議等に時間を要したため、設計業務完了後に予定していた用地測量等の調査業務を翌年度に繰り越すものであります。

続きまして、債務負担行為の所管関係部分についてご説明申し上げますので、11ページをお開きください。では、第4表をごらんください。1段目の平成30年度大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、平成31年度から平成33年度までの3年間、ふるさとふれあい館の管理運営を指定管理者に委託するため、平成30年度末までに委託者と協定を締結する必要があることから、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

2段目の平成30年度渡良瀬の里管理運営委託（指定管理者制度）（平成28年度分）は、指定管理料の消費税率改正対応のための額の変更であります。

次の平成30年度大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営委託（指定管理者制度）は、指定管理者自動更新制度により、平成32年から5年間の指定を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

次の平成30年度蔵の街保育園給食調理業務委託（平成29年度分）につきましては、平成31年10月からの消費税額改定分と仕様書変更に伴うノロウイルス検査料の追加による不足分を計上するものであります。

次の平成30年度斎場管理運営委託（指定管理者制度）（平成28年度分）につきましては、平成31年に実施される消費税法改正に伴う不足分を増額補正するものであります。

次の平成30年度とちぎクリーンプラザ包括的業務委託（平成29年度分）につきましては、とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業第2期契約条項に基づく物価変動に伴う委託料増額、及び平成31年度に実施される消費税法改正に伴う不足分を増額する必要があるため、あわせて増額補正するものであります。

続いて、下の5表をごらんください。平成30年度二酸化炭素排出抑制設備賃借につきましては、平成31年に実施される消費税法改正に伴う不足分を増額補正するものであります。

続きまして、引き続き第2表、継続費につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、6ページをお開きください。3款1項北部健康福祉センター整備事業につきましては、北部健康福

社センター（仮称）の新築に係る工事請負契約及び管理業務委託契約が締結されたことに伴い、不用額を減額補正するものでございます。

以上をもちまして、議案第8号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）における所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海成和君） 65ページの北部健康センター整備事業なのですが、これが2億円不用額だということなのですが、2億円も工事費が変わるのかというところなのですが、これはどういう要因なのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

当初予算要求段階では、労務単価ですとか資材単価、こういったものが、今後オリンピック需要等もありまして高く見積もっておりました。今回改めて、最新の公共単価ですとか市場単価を反映して設計を組んで、その上で入札等に付したわけなのですが、その結果、金額的な不用額が生じたので、このようなことで提案させていただいたところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） 当初は、幾らで入札に出す予定だったのですか。そして、実際新しく入札したときは幾らで、落札は幾らだったかというのを教えていただけますか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） それでは、順番を追って説明させていただきます。

まず、当初予算額につきましては、継続費ということで平成30年、平成31年にまたがりませんが、21億1,582万円の当初予算額でございました。変更後、設計を変更した後の契約見込みは17億6,314万5,000円でございました。その後、入札後の契約済み総額でございまして、工事費、管理合わせまして16億286万400円でございました。それで、結果としまして不用見込み額、当初予算から契約済み額を差し引いた金額でございまして、こちらが5億1,295万9,600円になりました。今回補正で計上させていただいているのが、継続費としまして3億5,267万5,000円でございます。先ほど申し

上げました不用見込み額 5 億 1,000 万円余りと若干の乖離はありますが、今後現場におけます工事変更契約等も見込まれますので、現時点での不用額 5 億円を、全て不用額というふうな判断をして補正減するのではなくて、3 億 5,000 万円余りを補正減するというふうな判断をしたところでございます。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） これは、ここで言っても多分仕方ないことなのだろうと思うのですが、言わざるを得ないと思っているので、言わせてください。当初が 21 億円で、実際は 16 億 6,000 万円か、ここで 5 億円も違うという見積もりが出てくると自体おかしいなというふうに思うのですけれども、これをここで聞いても答えられないと思いますので、今後このようなのないようにして欲しいと思います。これは要望です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 57 ページなのですが、ちっちゃいことなのですが、LED 防犯灯維持管理費で、電気料値上げということだったのだけれども、LED の防犯灯だと、あれは定量性というのですか、10 ワットで幾ら、20 ワットで幾らというような形になっているのだと思うのですけれども、そこが値上げになったことなのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 山市交通防犯課長。

○交通防犯課長（山市 進君） お答えいたします。

今ご指摘のありました防犯灯、こちらのほうは公衆街路灯という契約の種別になっておりまして、この契約は道路や橋、または公園などにあります設置された電灯を管理する自治体などが加入する契約となっておりまして、個人では加入できないものであります。この算定式なのですが、基本となる単価がございまして、それに合わせまして原油の値上げに伴います燃料費調整、また再生エネルギー賦課金ということで、資源エネルギー庁が示す賦課金というものがございまして、こちらのほうの費用の合算で単価が毎月変動しております。

ちなみに、この電気料金の単価は昨年度第 4 四半期といいますか、後半から徐々に値上がりを示しておりまして、今年度におきますと 4 月の現在が 137 円 39 銭、これが昨日東京電力のほうに確認をしましたところ、今月は 147 円 26 銭という値上がりを示しております。これの原油の値上がりと再生エネルギーの値上がり、高どまりの関係は、この防犯灯だけにかかわらず、契約の種別がそれぞれだとは思いますが、それなりの影響を受けていると感じております。

以上でございまして、よろしいでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、では市が管理する防犯灯、市がみんな管理しているのですけれども、

一般的に自治会から要請があって電柱に防犯灯つけるではないですか。そこについての電気料金とかの値上げとか、そういうのはないのだ。そのことを言っているの。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（白石幹男君） わかった。

○委員長（古沢ちい子君） 取り消し。

よろしいですか。

○委員（白石幹男君） わかりました。了解です。

○委員長（古沢ちい子君） ちょっとではほかで。

では、浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 69ページの妊産婦健康診査事業費についてお伺いをいたします。

500万円の減ということでしたが、平成30年度の見込み数と、これまで現在把握している受診者数の数についてお伺いをいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 白石健康増進課主幹。

○健康増進課主幹（白石孝江君） こちらの500万円の減の理由ですが、こちらにつきましては対象である妊産婦が減少していることのほかに、今年度から妊産婦健診中の産婦健診の費用、産後2週間健診、それから産後1カ月健診の2回の助成を平成30年度から開始したところでございます。

産後2週間健診の受診率がおよそ20%ということで、実施している医療機関が少なかったため、見込みより受診率が低かったことによるものでございます。ただ、2月上旬から2週間健診を開始した医療機関があるため、今後は受診率が向上する予定でございます。産後2週間健診は、現在受診率は、こちらは1月末現在で21.1%、産後の1カ月健診につきましては87.5%、それから妊婦健診につきましては大体77.6%の割合になっております。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。松本さん、いいのですか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 67ページなのですけれども、母子・父子自立支援事業費で400万円減額をされているのですけれども、今この母子父子で関係者というのは、どのぐらいの割合であるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 申しわけございません。全体ということでしたので、基本的には10人で予算はとっております、10人の母子の方と父子の方とかということになってはおりますけれども、10人と申し上げましても、年度途中から申請される方もいらっしゃいますので、必ずしも年内に、人数でお話しできないところがちょっとづらいところではございますが、基本的には10人と

いうことで。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 関係する人というのは、もっと母子とか父子は多いですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（梅澤米満君） ですと、これに10人というのは、やっぱり規定みたいなのがあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 規定ですか。お答えいただけますか。

石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） この母子・父子の自立支援のための給付金ということでありまして、母子、父子のご本人、お母様、お父様が勉強をされるというためのものと、お子様方が就学をされるための支度金であったりということにはなりますので、そのときに申請をいただいて、それに対して承認をするということです。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 補助金を出す金額については大体幾らぐらいなのか、ちょっと教えてくださいませんか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 基本的に非課税の世帯ということで10万円と、課税世帯で7万500円が月々ということにはなります。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 了解しました。ありがとうございました。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 96ページ、妊産婦健康診査事業費の500万円の減額なのですけれども、予定していたよりも妊産婦が減っているということですか、数が。

○委員長（古沢ちい子君） 先ほど浅野委員からお尋ねして。

○委員（松本喜一君） 何と言っていました。

○委員長（古沢ちい子君） では、特別でお答えいただけますか。申しわけありません。

白石健康増進課主幹、お願いいたします。端的に済みません。

○健康増進課主幹（白石孝江君） 500万円減額となった理由につきましては、対象である妊産婦が減少していることということで、平成28年度から平成29年度からは約40人ずつ減少しているという状況でございます。

また、妊産婦健診中の産婦健診費用、産後2週間健診、産後1カ月健診の2回の助成が平成30年度から開始となりましたが、産後2週間健診の受診率がおよそ20%ということで、実施している医

療機関が少なかったため、見込みより受診率が低かったことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

内海委員。

○委員（内海成和君） 11ページなのですけれども、これちょっと私……

○委員長（古沢ちい子君） 11ページ。

○委員（内海成和君） はい。債務負担行為なのですが、債務負担行為だということなので、翌年度以降のこういうものがありますよと書くのだらうと思うのですが、その表記の中で、例えば2段目の渡良瀬の里管理、平成28年分とか書いてあるのですけれども、これはどういうことを意味するのかでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 渡良瀬の里につきましては、平成28年に債務負担行為の設定を行いました。その債務負担行為の設定を行ったときには、消費税率が8%で計算をして債務負担行為の設定を行った。それが、今回本年10月から10%に上がるということになりますと、債務負担行為の上限額を上げていかないと実際の事業運営が難しくなりますので、その部分のところを消費税率が改定されることに伴って、上限を上げていこうという手続を今回の補正でやらせていただいている。そういう意味で、平成28年に債務負担行為の設定を行った、指定管理者として行ったという表記で、このような形になっているということでご理解願えればと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海成和君） それはわかるのですけれども、ではその事項、期間、限度額とあるのですけれども、期間というのが平成31年から平成34年となるのですけれども、この表記で大丈夫なのか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 消費税アップを反映させるのは、平成31年10月からの部分のところになりますので、平成31年分から上限額を少し上げていくような、そういう形になりますので、表記の仕方はこのような形になるかと思えます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 別件で。

内海委員。

○委員（内海成和君） 済みません。同じ債務負担行為のところなのですけれども、この追加の下か

ら2段目、とちぎクリーンプラザ包括的業務委託ということで、これも平成29年度分となっていて、物価変動と消費税だということなのですが、債務負担行為の平成31年から平成34年までというこのつながりはわからないのですが、教えていただけますでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） この包括委託につきましては、当初の平成29年度の設定で平成30年度から平成34年度までの5カ年という形での債務負担行為を設定しておりますので、今回の消費税、また変動費の関係で、その契約期間中の平成34年度分を上げるという形になりますので、改めてその増額分を債務負担行為で設定するという形になります。

よろしいでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第8号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第8号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第13、議案第9号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） ただいまご上程をいただきました議案第9号 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の15ペ

ージをお開きください。

平成30年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ416万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億2,397万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、118ページ、119ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額416万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

続きまして、120ページ、121ページをお開きください。2款4項1目出産育児一時金につきましては補正はありませんが、歳入の補正に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

122ページ、123ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては補正はありませんが、歳入の補正に伴い財源内訳が変更になるものであります。

124ページ、125ページをお開きください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましても補正はありませんが、歳入の補正に伴い財源内訳が変更になるものであります。

126ページ、127ページをお開きください。3款3項1目介護納付金分につきましても補正はありませんが、歳入の補正に伴い財源内訳が変更になるものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、お手数ですが、116ページ、117ページにお戻りください。1款1項1目1節医療給付費分現年課税分、補正額690万6,000円の減額であります。説明欄、医療給付費分現年課税分につきましては、保険税収納額が当初見込み額よりも少なくなると見込まれるため、減額補正するものであります。

2節後期高齢者支援金分現年課税分、補正額490万円の減額であります。説明欄、後期高齢者支援金分現年課税分につきましても、保険税収納額が当初見込み額よりも少なくなると見込まれるため、減額補正するものであります。

3節介護納付金分現年課税分、補正額360万3,000円の減額であります。説明欄、介護納付金分現年課税分につきましても、保険税収納額が当初見込み額よりも少なくなると見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、2目1節医療給付費分現年課税分、補正額653万1,000円の減額であります。説明欄、医療給付費分現年課税分につきましては、保険税収納額が当初見込み額よりも少なくなると見込まれるため、減額補正するものであります。

2節後期高齢者支援金分現年課税分、補正額240万2,000円の減額であります。説明欄、後期高齢

者支援金分現年課税分につきましても、保険税収納額が当初見込み額よりも少なくなると見込まれるため、減額補正するものであります。

8款1項1目保険基盤安定繰入金、補正額4,666万9,000円の増額であります。説明欄、保健基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する繰り入れであります。次の保険者支援分につきましては、国保財政の安定化を図るため低所得者の人数に応じて繰り入れるものであり、両繰入金とも額の確定に伴い増額補正するものであります。

2節その他一般会計繰入金、補正額2,648万7,000円の減額であります。説明欄、出産育児一時金繰入金、人件費繰入金、事務費繰入金につきましては、決算見込み額に合わせまして、減額補正をするものであります。

以上で、栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） まず、歳出のほうから120ページで、みんなそれぞれそうなのですけれども、その後も、財源が変わると、一般財源に。その他が減って一般財源が増えるというか、その分だけなっているのですけれども、その理由というのは。その他という財源がどういうものか、まず聞いておきます。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 特定財源につきましては、一般会計からの繰入金でございます。特定財源が減額して一般財源が増えるということにつきましては、全体で財源調整をさせていただいているということをご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入のほうで、それぞれ保険税について……

○委員長（古沢ちい子君） ページ数も教えていただいてもいいですか。

○委員（白石幹男君） 117ページです。収納率が悪いということで、当初の見込みはどの程度、その収納率というのですか、それが下がったということだと思うのですけれども、どの程度下がるの

でしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 済みません。収納率が下がると申し上げるよりも、金額をごらんいただきますとおり600万円とかというような金額でございまして、調定額の見込み額に合わせませんと予算割れするおそれがこの微妙な金額であるということで、今回減額補正を行わせていただきたいというものでございます。

よろしくをお願いします。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 収納率が悪くなったということではないということですか。はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 議事進行。ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第9号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第14、議案第10号 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） ただいまご上程をいただきました議案第10号 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の19ページをお開き願いたいと思います。

平成30年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,481万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億159万円とするというものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、140ページ、141ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額300万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、142ページ、143ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額3,446万5,000円の増額であります。説明欄1行目、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、保険料等が当初見込みを上回ることに伴い、広域連合に納付する負担金に不足が生じるため、補正増するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者軽減額が確定したことに伴い、補正減するものであります。

次に、144ページ、145ページをお開きください。4款2項1目他会計繰出金、補正額335万4,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、前年度繰越金の確定により、一般会計への繰出金を補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、138ページ、139ページにお戻りください。1款1項1目1節後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額900万円の増額であります。説明欄、特別徴収保険料につきましては、被保険者の増加に伴い、補正増するものであります。

次の2目1節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分、補正額3,600万円の増額であります。説明欄、普通徴収保険料現年度分につきましては、被保険者の増加に伴い、補正増するものであります。

4款1項1目事務費繰入金、補正額300万円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては、職員人件費の減額に伴い、一般会計からの人件費繰入金を補正減するものであります。

4款1項2目1節保険基盤安定繰入金、補正額1,053万5,000円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減措置分に対する4分の3の県負担金と4分の1の市負担金を合わせて一般会計から繰り入れるもので、広域連合への負担金が確定したことに伴い、補正減するものであります。

次に、5款1項1目前年度繰越金、補正額335万4,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、平成29年度の決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い補正増するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い

いたします。

○委員長（古沢ちい子君） 若菜生活環境部長。

○生活環境部長（若菜 博君） 19ページ、議案第10号を見ていただきたいのですが。

○委員長（古沢ちい子君） 19ページ。

○生活環境部長（若菜 博君） 申しわけありません。2段目の平成30年度栃木市の国民健康保険ではなく、これは後期高齢者医療でございます。訂正しておわびいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 気がつきませんでした。

以上で当局の説明は終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入で139ページで、特に普通徴収保険料現年分が3,600万円増えて、年金が1万5,000円以下が普通徴収になるのだと思うのだけれども、これ人数的にどのぐらい増えているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 当初予算で、被保険者数全体で2万3,261人と見込んでおりましたが、決算の見込みで2万3,564人、比較して303人の増と見込んだためでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 特に低所得者の人が増えているということなののでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 低所得者の方も、今回安定基盤繰入金で補正をお願いしておりますとおり、増加しております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

そのほかありますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。  
ただいまから議案第10号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変にご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第15、議案第11号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第11号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の23ページをお開き願います。平成30年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,007万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億8,293万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の160、161ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の補正額は200万円を減額するものであります。説明欄の職員人件費は、職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正したいというものであります。以下、職員人件費は同様の理由で補正するものでありますので、以後の説明は省略をさせていただきます。

162、163ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費の補正額は、1,000万円を減額するものであります。説明欄の地域密着型介護サービス給付費は、要介護者がグループホーム、小規模の通所介護の地域密着型介護サービスを受けたときに支給する給付費が当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものであります。

次の5目施設介護サービス給付費の補正額は、4,000万円を増額するものであります。説明欄の

施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム等の施設入所の給付費が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものであります。

164、165ページをお開きください。2款4項1目高額介護サービス費の補正額は、1,000万円を増額するものであります。説明欄の高額介護サービス費は、要介護者がサービスを利用した場合の1割等の自己負担が高額となった場合、限度額を超えた額を利用者に償還するもので、当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものであります。

166、167ページをお開きください。2款6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は、4,000万円を減額するものであります。説明欄の特定入所者介護サービス費は、要介護者が施設等を利用した場合、食費、居住費等について低所得者を減額する場合の介護保険からの給付費で、当初見込みを下回ることから、減額補正したいというものであります。

168、169ページをお開きください。4款1項1目介護給付準備基金積立金の補正額は1億2,460万7,000円を増額するものであります。これは、前年度繰越金等のうち基金積み立て必要額を介護給付準備基金に積み立てるものであります。

170、171ページをお開きください。5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費の補正額は、549万7,000円を増額するものであります。説明欄の訪問型サービス負担金は、総合事業の現行相当、基準緩和の訪問サービスが見込みを上回る利用があることから、増額補正したいというものであります。

次の2目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者が総合事業のサービスを利用する際のケアプラン作成費であり、当初見込みを上回る見込みであることから、増額補正したいというものであります。

次の3目一般介護予防事業費の補正額は、372万円を減額するものであります。説明欄のはつらつセンター事業費は、はつらつセンターの事業費が当初見込みを下回ったことから、減額補正したいというものであります。

次の4目審査支払手数料は、総合事業の利用増に伴い、国保連に対する審査支払手数料が増となったことから、増額補正したいというものであります。

172、173ページをお開きください。2項3目は人件費ですので省略いたしまして、次の2項5目任意事業費の補正額は、202万4,000円を減額するものであります。説明欄の在宅老人成年後見制度利用支援事業費は、利用者が当初見込みを下回ったことから、減額補正したいというものであります。

次の6目包括的支援事業費（社会保障充実分）の補正額は、268万2,000円を減額するものであります。説明欄の生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターの配置地区が当初見込みから変更となったために、減額補正したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、156、157ページをお開き願います。4款2項

1目調整交付金の補正額は、25万8,000円を増額するもので、総合事業の調整交付金に現年度分の追加交付があることから、増額補正したいというものであります。

次の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は103万円の増額、次の3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は295万9,000円を減額するもので、国からの交付金であります。

次の5款1項2目地域支援事業支援交付金は139万円の増額で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次の6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は64万4,000円の増額、次の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は147万9,000円の減額で、県からの交付金であります。

9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は64万3,000円の増額、次の3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は148万円の減額で、一般会計からの法定繰入金であります。

次の4目その他一般会計繰入金の補正額は200万円の減額で、職員人件費の補正に伴う一般会計からの職員給与費等繰り入れの減額に対応するものであります。

158、159ページをお開きください。10款1項1目繰越金の補正額は、1億2,402万3,000円を増額するものであります。これは、前年度繰越金を精算し繰り越すもので、増額補正したいというものであります。

以上をもちまして平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 169ページの介護給付費準備基金積立金というのをこれだけ積み立てて、どのぐらいの積み立てになるのか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） この積立金であります。平成29年度末の基金残高は3億5,472万3,817円ございました。ただ、このうちの2億6,000万円につきましては、新たな第7期の

時期になって保険料に充当するというので、この第7期の期間中に取り崩す形になります。この取り崩しを引いた残額が9,472万3,817円でございますので、今回この1億2,000万円強を積み増すことによりまして、合計額として2億1,933万817円という形になります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 3年ごとに保険料を見直すという形で、今年は2年目か、第7期で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（白石幹男君） 今年が1年目だった。あと3年の間に、ある程度のこの積立金というのが必要なのかなと思いますけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今白石委員のおっしゃったように、介護保険の保険料は3年間で平準化を考えております。つまり今年度が1年目ですから、今年度は黒字になる。そして、来年が2年目ですから、来年は収支均衡すると、そして3年目が赤字になって、そのマイナス分をこの基金から補填をすると、これが介護保険の3年間ごとの保険料の原則になりますので、そのような形で運用ができる。その部分のところとしては、この基金額、今2億円何がしありますが、今年度分は来年の今の時期ぐらいに積み増しをする形になると思います。そこからさらに最終年次でマイナスになった部分のところが引かれていくというような、そんな形で運用させていくような形になります。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 163ページ、地域密着型介護サービスの利用が減ったということで、これは施設介護サービスのほうに利用が回っていったのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず第1点として、後段出た施設介護サービスのほうは、施設整備が進みましたので、その分が当初見込みよりも若干給付が伸びたということです。当初見込みで、この地域密着型介護サービスについては、小さな規模のデイサービスがもう少し伸びるかなという予測をしていたのですが、そこが思った以上の伸びがなくて若干残が出るということで、今回補正減をさせていただくような形で考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） まるっきり回ったということではないのですね。思ったより地域密着型が利用が少なかったということで、了解です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第16、議案第12号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第12号 平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の27ページをお開き願います。平成30年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,663万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の186、187ページをお開き願います。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、342万円を減額するものであります。説明欄の介護予防サービス計画委託費は、要支援者の介護予防サービス計画作成が当初見込みを下回り、不用額が見込まれるため、減額補正したいというものであります。

188、189ページをお開きください。2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額は、76万2,000円を増額するものであります。説明欄の介護予防ケアマネジメント委託費は、総合事業の介護予防計画作成が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものであります。ここで額は一致しませんが、基本的に要支援者というふうにご認定された方が、ヘルパーさんとデイサービス

以外のサービスを使うと、最初の1款1項1目のほうの介護予防サービス事業費、こちらでプランをつくる。総合事業対象のヘルパーさんとデイサービスだけを使うと、今説明をした2項1目の介護予防ケアマネジメント事業費という部分のところから費用を支出していく。同じプランをつくるのですが、費用の支出先が違うというような部分のところ、ちょっとわかりにくいのですが、そのような関係になっております。

190、191ページをお願いいたします。2款1項2目他会計繰出金の補正額は、241万8,000円を増額するものであり、本会計の精算による一般会計への繰出金であります。

次に、歳入を説明いたしますので、184、185ページをお願いいたします。1款1項1目介護予防サービス計画費収入の補正額は342万円を減額するもので、歳出の減額に合わせ、介護予防サービス計画費収入を減額補正したいというものであります。

次に、2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入の補正額は、76万2,000円を増額するもので、こちらも歳出の増額に合わせ、歳入を増額補正したいというものであります。

次に、2款1項1目一般会計繰入金金の補正額は、106万9,000円を減額するもので、歳出の人件費の減額に合わせ、職員給与費等繰入金を減額補正したいというものであります。

次に、3款1項1目前年度繰越金の補正額は、348万7,000円を増額するもので、前年度からの繰越金であります。

以上をもちまして、平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（古沢ちい子君） 委員の皆様は、引き続き行ってもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

◎陳情第1号の上程、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第17、陳情第1号 医療費助成における精神障害者の適用に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

新村書記。

〔書記朗読〕

○委員長（古沢ちい子君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 私は、採択すべきとの思いであります。

精神障がいの方がこれまで置かれてきた歴史や経緯、それと障害者差別解消法の施行や、今回審議いたしました共生社会実現のための条例なども含めまして、社会情勢や、これまでの経緯も踏まえて、精神障がい者が区分をされてきたということを見直して、重度心身障がい者の実施主体は栃木市でありますから、その補助を県のほうに求めるという意見書は、採択すべきであるという思いであります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

〔「これは発言したい人が発言する、今の意見と違う意見の人」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） そうです。ほかに違う意見がございましたらいかがでしょうか。

同等であれば進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ほかにご意見等がないようでございますので、ただいまから陳情第1号

について採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（古沢ちい子君） 全員起立ということで、したがいまして採択いたします。

---

◎閉会の宣告

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 零時 12分）